

小中一貫・連携教育研究開発の概要(洛西中ブロックの取組)

1, 研究主題

小中一貫・連携教育を通して、学校が変わり、地域が変わり、
そして子どもたちの「育ち」と「学び」に確かな足跡を！

～ 学校支援地域本部など地域の教育力を生かした、小中連携教育の推進 ～

2, 研究方針

- ① 義務教育小・中学校 3校が小小連携・小中連携をより一層深め、学力水準の向上と学力格差の解消を実現する、力のある学校教育を推進する。
- ② 義務教育小・中学校 3校が学校運営協議会や学校支援地域本部など地域の人たちと一層緊密な連携を図り、子どもたちの「確かな学び」と「健やかな育ち」に責任を担い、将来の世界や日本・地域社会を託せる子どもをはぐくむ。
- ③ 義務教育小・中学校 3校が地域コミュニティの中核的な役割を担い、「洛西ニュータウン創生推進委員会」等と連携を図り、洛西地域の地域活性運動に寄与する。

3, 研究主題設定の理由

洛西中学校、新林小学校、境谷小学校の3校は、京都西部、国道9号線沿いの丘陵地に昭和51年より開発された洛西ニュータウンに位置し、洛西中学校は、昭和54年、新林小学校は昭和52年、境谷小学校は、昭和55年に開校し、3校とも開校から約30年が経過している。

洛西ニュータウンは、ニュータウン開発初期の人口の急増期には、3校を含めた多くの学校が建設されたが、開発から30数年経過した近年では、多少の人口の流入はあるものの、若年世代の流出がかなりの程度見られる。

全国的な少子高齢の流れもあいまって、洛西地域の人口減少は著しく、ここ数年、小中学校の児童・生徒数についても激減している。本ブロック3校の校区である洛西ニュータウンも他都市のニュータウン同様、人口減に伴うさまざまな問題を抱えている。

孟母三遷を持ち出すまでもなく、良質の教育内容（学力面の充実・人間的な成長の両面）を保障する学校には、転居してでも子どもを入学させたいという思いをもつ保護者はいるものである。

であるなら、本実践研究事業を通じて、保幼小中高にまで拡大した校種連携、とりわけその中心となる義務教育の小中学校間一貫・連携の取組を通して、他の「効果のある学校」「力のある学校」に遜色ない成果を上げることができれば、そしてその成果を効率的に宣伝できるなら、洛西中ブロック3校へ入学するために、他地域から洛西地域へ転居して

くる家庭が増えるのではないか。

そうすれば、3校の活性化にとどまらず、洛西地域の活性化に寄与・貢献できるのではないかと考えている。「公立義務教育学校の教育活動を核とした地域活性運動」とも言うべき取組である。

公立義務教育学校の小中一貫・連携教育が洛西地域全体の活性化に寄与する。また、地域の各種団体の取組が公立小中学校の教育活動に貢献する。学校と保護者（PTA）・地域が、双方から協力・支援体制を構築し、子どもたちの育ちと学びを保障する。本ブロックの小中一貫・連携教育研究開発は、このように地域との密接なかかわりのなかで推進するものである。

4、小中一貫・連携教育目標（めざす子ども像）の策定

（1）各校の学校教育目標

境谷小学校；一人一人の個性と能力を伸ばし、人間性豊かで創造的な子どもの育成

新林小学校；ひとりひとりが力をあわせ 明るくたくましく 伸びていく新林の子

洛西中学校；よりよい社会の実現に貢献しようとする人間性の育成

～将来の地域社会・日本・世界を託せる人間をはぐくむ～

（2）各校のめざす子ども像

境谷小学校；たくましく 人間性豊かな境谷の子ども

- ① 自分から考え、正しく判断する子ども
- ② なかよく 思いやりのある子
- ③ 健康でたくましい子

新林小学校；進んで学び 人を思いやる 健康な子

- ① 進んで学ぶ子
- ② 人を思いやる子
- ③ 健康な子

洛西中学校；

- ① 真理・真実を素直に探究する心
(素直に勉強に取り組む生徒)
- ② 自らの可能性を追求する粘り強い自己実現の姿勢
(どんなことにも一生懸命がんばる生徒)
- ③ 社会の矛盾や課題に気づき、解決のために行動できる社会的な眼
(社会の矛盾や課題に気づき、解決のために行動できる生徒)

(3) 小中一貫・連携教育を通して育てたい資質や能力

(教育基本法第5条2項)(学習指導要領等の改善について一答申)より

- ① 各個人の有する能力を伸ばし、社会において自立的に生きる力
- ② 国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質
- ③ 他者・社会・自然・環境とのかかわりの中で、主体的・献身的に生きる資質

(4) 小中3校の一貫した指導の重点目標・・・平成19年度7月に策定

- ① 挨拶と忘れ物に対する指導の強化
- ② 人の話や課題への集中力を身につける取組
- ③ その場にふさわしい言葉遣いができる人の育成
- ④ 自分の主張を持ち、それを表現できる力を高める指導

5, 研究推進委員会組織

小中一貫教育「洛西中ブロック」研究推進委員会
洛西中学校校長・教頭・副教頭・教務主任 新林小学校校長・教頭・教務主任 境谷小学校校長・教頭・教務主任

(1) 学力分析プロジェクト

- ① 5教科（国語，社会，算数・数学，理科，英語）
担当者チーフ（洛西中；義村，新林小；山中，境谷小；小島）

(2) カリキュラム研究プロジェクト

- ① 5教科（国語，社会，算数・数学，理科，英語）
- ② 総合的な学習の時間（小中一貫カリキュラムに基づいたキャリア教育）
担当者チーフ（洛西中；近藤，新林小；丸山，境谷小；小河）

(3) 授業実践研究プロジェクト

- ① 小学校英語活動（外部人材の活動）と中学校英語教育の連結について
- ② 小学校6年生算数における一部授業の教科担任制について
担当者チーフ（洛西中；大村・西依，新林小；山本，境谷小；今西）

(4) 児童生徒交流研究プロジェクト

- ① 部活動
- ② ふれあいフェスティバル
- ③ 地域行事（地域一斉清掃など）
- ④ 教育相談（スクールカウンセラー事業）
- ⑤ 総合育成支援
担当者チーフ（洛西中；森・田村，新林小；吉村，境谷小；長谷川）

(5) 学校支援地域本部プロジェクト

- 担当者チーフ（洛西中；金谷，新林小；荒木，境谷小；岸田）

6, これまでの取組

《平成16年度まで》

- ・ 人権学習の授業参観
- ・ 中学入学後1年生への旧6年生担任の授業参観
- ・ 中学校生徒会による入学説明プレゼンテーション
- ・ 洛西ふれあいフェスティバルにおける吹奏楽・器楽・合唱交流
- ・ スクールカウンセラーによる教育相談交流
- ・ 管理職・教務主任・同和主任・人権教育主任等の分掌主任間の意見交流会

《平成17年度》

- ・ アンケート実施（小中連携は必要か、あるいはどの領域で必要かなどを聞く）
- ・ 小学校への出前授業
（新林・境谷各小学校6年生対象,
中学校数学科教師による各学級2時間配当分の授業；全4学級×2時間）
（境谷小学校6年生対象, 英語科教員による1時間配当分の授業）
- ・ 総合的な学習の時間における学習内容系列表の作成

《平成18年度》

- ・ アンケート実施（小中9年間で一貫した指導の重点目標などを聞く）
- ・ 第1回小中合同研修会（8月23日 9時～12時）
全体会（他校における小中連携の事例研究）
分科会（①教科指導部会, ②総合・人権部会, ③児童・生徒理解部会）
- ・ 小学校への出前授業
（新林・境谷各小学校6年生対象,
中学校数学科教師による各学級2時間配当分の授業；全4学級×2時間）
- ・ 教育相談連絡会

《平成19年度》

- ・ 第2回小中合同研修会（8月22日 9時～16時）
全体会（講演①「学力向上に資する小中連携」[講師：京都ノートルダム女子大加藤明教授]
（講演②「スクールカウンセラー活用」[講師：本校SC 松浦悦子氏]）
（取組実践 洛西「学力向上アクションプラン」 新林「新林検定」 境谷「土曜学習会」）
- 分科会（①国語科部会, ②社会科部会, ③算数・数学部会, ④理科部会）
- ・ 部活動交流（小学校5・6年生が中学校の部活動に体験入部）
- ・ 教育相談連絡会
- ・ スクールカウンセラーによる家庭教育学級の実施

7, 主な研究内容

(1) 学力実態分析・カリキュラム研究

- ・ 学力の向上を図るためには、教科を問わず、児童・生徒がどの単元のどの領域でつまづくのかを把握・分析しなければならない。そこで、小中の教員が協力して児童・生徒一人一人の学力に関する情報の共有化を図り、そして小中の教員合同での学力分析と指導方法の改善を図る。
- ・ 全市的に実施している学力定着調査のうち、国・算(数)・理・社の4教科について結果の情報共有と分析を行い、小学校6年生において一部教科担任制を導入する等指導方法の改善を図るとともに、小中の連続性を高めるカリキュラム・シラバス、あるいは「洛西版・重点指導事項例」の開発・提示を行う。

① 5教科(国語, 社会, 算数・数学, 理科, 英語)

② 総合的な学習の時間(小中一貫カリキュラムに基づいたキャリア教育)

(小) スチューデントシティ

(中) ファイナンスパーク・生き方探究チャレンジ体験の活用

(2) 授業実践研究

- ・ 英語は、国際社会の中で主体的に生きて行く上で必要となる資質や能力を養う上で欠かすことができない言語であることから、英語に堪能な地域の人材を登用し、小学校5・6年生の英語活動を週1回学級担任とTTで授業を担当していただく。そしてその地域の人材と小中学校が連携して、小学校段階での英語活動の指導方法の確立を図る。
- ・ 中学校教員と小学校教員のTTによる小学校6年生対象の出向授業を実施し、児童の中学入学後の学習活動に対する興味・関心を喚起させることを目指す。
- ・ 算(数)については、基礎的・基本的な知識・技能の習得から数学的な表現や処理の方法の習得へと段階的に積み上げが必要な教科であることから、小中学校の教員が校種の枠を超えて、推進委員会の分析・検討内容を踏まえた授業を行い、学習内容の確かな定着を目指す。
- ・ 中学校段階においては、単元に応じて小学校段階の教育内容を中学校教育の視点で再度とりあげて指導するといった工夫や教師の相互交流の一層の促進を通し、小中学校を見渡した効果的な指導を行う。

① 小学校英語活動(外部人材の活動)と中学校英語教育の連結について

② 小学校6年生算数における一部授業の教科担任制について

(3) 児童生徒交流実践研究

- ・ 中学校入学に対する不安感を払拭するため、小中児童生徒による部活動交流はじめ、下記の取組を進める。

① 部活動

- ② ふれあいフェスティバル
- ③ 地域行事（地域一斉清掃など）
- ④ 教育相談（スクールカウンセラー事業）
- ⑤ 総合育成支援

（４）学校支援地域本部の取組

- ・ 洛西中学校ブロックにおける児童・生徒の学力向上及び人間力向上を図っていくためには、校種間連携にとどまらず、学校運営協議会の理事や委員をはじめとする地域人材の力（まもなく、学校支援地域本部が立ち上がる予定）を借りながら「義務教育9年間の教育活動」を展開する必要がある。
- ・ 「学力向上・改善計画」を策定し、学習意欲や学習習慣などを含めた学力に課題を抱えている子どもたちへのきめの細かい指導の充実を図る。その際、各校の教員とともに、学校支援地域本部に尽力を願って、地域の人たちにボランティア教員となっただき、小学校における「学びの教室」・中学校における「放課後学習」あるいは「夜間学習」を積極的に開設していきたい。
- ・ 小学校5・6年生における英語活動を充実させる観点から、英語が堪能な地域人材（学校支援地域本部と連携を図る）と各小学校の担任とでTT授業を進める。中学校の英語科教員は小学校・地域人材と緊密に連携を図り、小学校における英語活動の充実と中学校における英語教育の指導内容の一層の充実・改善を図る。
- ・ 現在実施している「土曜スクール」（土曜日に学校施設を開放し、地域に開かれた学校づくりを行っている）の内容の充実を図り、児童・生徒の学力向上・人間力向上を目指す。具体的には、3校合同の漢字検定・英語検定試験の実施、児童・生徒と地域の人が机を並べた公開講座の設定、地域人材や学生ボランティアの活用による、学力向上に向けた児童生徒の学習時間と空間を保障する。
- ・ 学校運営協議会・学校支援地域本部制度を活用し、小中が連携して、子どもたちの早寝早起き・朝ごはん、読書・家庭学習の習慣など基本的な生活習慣の確立に取り組む。

- ① 小学校における「学びの教室」
- ② 中学校における放課後学習（夜間学習）
- ③ 土曜スクールにおける英語学習(英語検定合格をめざす)
- ④ 土曜スクールにおける親子で学ぶ「漢字教室」(漢字検定合格をめざす)
- ⑤ 土曜スクールにおける親子で学ぶ「算・数学教室」

8, 小中連携の年間計画

- 4月 9日(水) 小学校英語活動打合せ 16:30～ 於;境谷小
- 4月15日(火)～ 小学校2校へ, 英語活動指導者の派遣 ;年間35時間
(週1回, 小5・6年生対象, 週当たり計8時間の授業)
(新林小6年=水曜日3・4校時, 5年=木曜日3・4校時)
(境谷小6年=火曜日3・4校時, 5年=金曜日3・4校時)
- 5月14日(水) 3校合同小中連携主任会 16:00～ 於;洛西中
・ 研究主題・研究方針等の確認
・ 各研究プロジェクト担当者等の決定
- 6月13日(金) 第1回研究推進委員会 16:00～ 於;洛西中
(以後定期的に委員会開催)
- 6月13日(金) 第1回研究プロジェクトチーフ会 16:30～ 於;洛西中
(以後定期的にプロジェクトチーフ会開催)
- 6月21日(土) 今年度土曜スクール開講式(小学校5・6年生 32名参加)
- 6月 小学校英語活動の授業参観
- 6月27日(金) 中学校1年生の授業参観
- 6月～ 各研究プロジェクト別会合(以後定期的にプロジェクト会開催)
- 7月下旬 報告内容最終案の決定
- 8月 6日(水) 地域教育フォーラム in 京都にて報告
- 8月21日(木) 小中合同研修会
・ 講演 [演題] 小中一貫・連携の目指すべき方向
[講師] 兵庫教育大学学長・中央教育審議会副会長
梶田 叡一 先生
・ 各4研究ブロックより, 分析経過報告
- 11月 4日(火) 研究報告会打合せ①
- 11月17日(月) 研究報告会打合せ②
- 11月19日(水) 小中研究授業報告会
・ 小学校6年生と中学校1年生対象の研究授業
・ 小中各教員がTTで小学校6年生4学級の公開授業を行う。
・ 中学校教員が中学校1年生の授業を公開する。

小中一貫教育・参考資料

1 教育基本法より

○ 第5条(義務教育)

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国または地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

2 学校教育法より

○ 第2章 義務教育

第21条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命および自然を尊重する精神ならびに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。

五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。

六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。

七 生活に関わる自然現象について、観察及び実験を通じて科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。

八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。

九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。

十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

○ 第4章 小学校

第29条 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

第30条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

② 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

第31条 小学校においては、前条第1項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習、特にボランティア活動など社会奉仕体験学習、自然体験学習その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育団体その他の関係団体及び関係機関との連携に配慮しなければならない。

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

○ 第五章 中学校

第45条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

第46条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第49条 第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第30条第2項中「前項」とあるのは「第46条」と、第31条中「前条第1項」とあるのは「第46条」と読み替えるものとする。

3 「新しい時代の義務教育を創造する」(答申) より 平成17年10月26日 第2章 (3) 義務教育に関する制度の見直し

- 義務教育を中心とする学校種間の連携・接続のあり方に大きな課題があることがかねてから指摘されている。また、義務教育に関する意識調査では、学校の楽しさや教科の好き嫌いなどについて、従来からいわれている中学校1年生時点のほかに、小学校5年生時点で変化が見られ、小学校の4～5年生段階で発達上の段差があることがうかがわれる。研究開発学校や構造改革特別区域などにおける小中一貫教育などの取組の成果を踏まえつつ、例えば、設置者の判断で9年生の義務教育学校を設置することの可能性やカリキュラム区分の弾力化など、学校種間の連携・接続を改善するための仕組みについて種々の観点に配慮しつつ十分に検討する必要がある。

4 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(答申)より

6. (4) 発達の段階に応じた学校段階間の円滑な接続

- 子どもたちが思春期に入り、学習内容も高度化する中学校は、小学校段階に比べ、授業の理解度が低下したり、問題行動等が増加するといった多くの教育課題を抱えている。このため、生徒が順調に中学校生活を始めることができるよう小学校と中学校の円滑な接続を図ることが極めて重要であり、小学校段階では、低・中学年において学習習慣の確立を重視するとともに、高学年において外部人材なども活用した専科教員による教育の充実を検討する必要がある。また、中学校段階においては、小学校段階で身に付けた知識・技能の活用といった観点から、単元に応じて小学校段階の教育内容を中学校教育の視点で再度取り上げて指導するといった工夫や教師の相互交流の一層の促進を通し、学習と生活の両面にわたる小・中学校を見渡した効果的な指導が求められる。
- なお、現在、研究開発学校制度などを活用して、小・中学校の9年間を見通した両者の円滑な接続のための取組が行われている。義務教育で一貫した教育を行う義務教育学校については、平成17年の中央教育審議会答申において、「設置者の判断で9年生の義務教育学校を設置することの可能性やカリキュラム区分の弾力化など、学校種間の連携・接続を改善するための仕組みについて」検討するとされており、これらの取組状況も踏まえ、引き続き中央教育審議会において審議することが必要である。